

[実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 :原口 康彦
-

■コメント:

1. 意見

厚生年金基金制度における代行部分の債務の取扱いについては、委員の間でも様々な意見があることに鑑み、十分な審議を尽くした上で対応方針を決定して頂きたいと考えます。

また、時限性の観点から公開草案における対応方針が、「当面必要と考えられる実務上の取扱いを示す」とされたことはやむを得ないと思いますが、厚生年金基金制度に対する「退職給付に係る会計基準」の適用にあたっては、当面の検討にとどまることなく、抜本的な検討が必要であると考えます。

2. 理由

企業年金連合会が公表した「『厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)』に対する意見」では、「給付現価交付金の交付状況によって基金設立企業における財務の状況が変化しないにもかかわらず、毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。このような取扱いは、企業の実態開示のあるべき姿から大きく乖離しており、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになる」との意見が述べられています。

私は運用機関に勤務する者ですが、資産運用会社では、企業の実態開示が正しいことを大前提として企業の投資判断を行っており、企業の実態価値の表示を歪める可能性がある事柄については、慎重に検討して頂きたいと考えます。

以上